

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年10月25日

【会社名】 イーティーエフエス・コモディティ・セキュリティーズ・リミテッド
(ETFS Commodity Securities Limited)

【代表者の役職氏名】 会長 グラハム・タックウェル
(Chairman, Graham Tuckwell)

【本店の所在の場所】 英国領チャンネル諸島、ジャージー、JE4 8PW、セント・ハリアー、ピア・
ロード 31、オーデナンス・ハウス
(Ordnance House, 31 Pier Road, St. Helier, Jersey JE4 8PW, Channel
Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中川 秀宣

【代理人の住所又は所在地】 〒106-6123 東京都港区六本木 6 丁目10番 1 号
六本木ヒルズ森タワー23階
TMI総合法律事務所

【電話番号】 03-6438-5511

【事務連絡者氏名】 弁護士 中川 秀宣

【連絡場所】 〒106-6123 東京都港区六本木 6 丁目10番 1 号
六本木ヒルズ森タワー23階
TMI総合法律事務所

【電話番号】 03-6438-5511

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所（東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

1【提出理由】

イーティーエフエス・コモディティ・セキュリティーズ・リミテッド（以下「本発行体」といいます。）は、以下のとおり、主要な契約の一部を変更いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項並びに同条第2項第2号及び第3号の規定に基づき本臨時報告書を提出いたします。

2【報告内容】

(1) 変更内容についての概要

ア シティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドとのファシリティ契約の効力発生日の決定

本発行体は、シティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッド（Citigroup Global Markets Limited。以下、「CGML」といいます。）との間でファシリティ契約（以下、「CGMLファシリティ契約」といいます。）を締結しているところ、平成29年8月8日付の臨時報告書（以下、「前回臨時報告書」といいます。）にてお知らせしたとおり、CGMLファシリティ契約の効力発生日（以下、「本効力発生日」といいます。）は、平成29年7月3日から30日以上後の日で本発行体が決定する日とされていきました。そこで、本発行体は、本効力発生日を平成29年10月24日とすることを決定しました。

イ UBS AGとのファシリティ契約に基づく商品契約の強制償還日の決定

本発行体は、UBS AG（以下、「UBS」といいます。）との間でファシリティ契約（以下、「UBSファシリティ契約」といいます。）を締結しているところ、前回臨時報告書にてお知らせしたとおり、CGMLとの間で、UBSとの商品契約をCGMLとの同等の商品契約に置き換える旨合意しています。そこで、本発行体は、UBSファシリティ契約に基づく商品契約の強制償還日（以下、「本強制償還日」といいます。）につき、本効力発生日と同日とすることを決定しました。本発行体は、本強制償還日以降、必要に応じて、UBSファシリティ契約の終了日を開示します。

なお、本発行体は、UBSファシリティ契約の終了に関する前提条件を放棄しました。かかる放棄の影響について、証券所持人は以下の点にご留意ください。

- ・ 本効力発生日まで（同日を含みません。）、証券所持人は、MLCI及びUBSのリスクに間接的にさらされます。
- ・ 本効力発生日から（同日を含みます。）、UBSファシリティ契約の終了日まで（同日を含みません。）、証券所持人は、MLI、UBS及びCGMLのリスクに間接的にさらされます。
- ・ UBSファシリティ契約の終了日から（同日を含みます。）、証券所持人は、MLI及びCGMLのリスクに間接的にさらされます。

ウ メリル・リンチ・コモディティズ・インクとの商品契約のメリル・リンチ・インターナショナルへの更改

本発行体は、前回臨時報告書にてお知らせしたとおり、メリル・リンチ・インターナショナル(Merrill Lynch International。以下、「MLI」といいます。)及びメリル・リンチ・コモディティズ・インク(Merrill Lynch Commodities, Inc.。以下、「MLCI」といいます。)との間で更改契約(以下、「本更改契約」といいます。)を締結しているところ、本効力発生日に本更改契約の効力を発生させることを決定しました。

(2) 変更の年月日

平成29年10月24日

(3) その他

本臨時報告書で使用され、別途定義されていない用語は、ETFクラシック・長期型コモディティ証券に関しては2017年10月2日付の本発行体の目論見書において定義されている意味を有します。

以上